

(論 文)

福沢諭吉の西欧世界理解と新秩序の探究

石 倉 幸 雄

キーワード

旧世界

ナショナリズム

主権的国民国家

独立自尊

民主主義

1. はじめに

福沢は文明開化論の骨子を「今の日本人を文明に進るは、此國の独立を保たんがためのみ。故に、國の独立は目的なり、國民の文明は此目的に達するの術なり。」(『文明論之概略』明治8年、1875年、福沢諭吉全集第4巻207頁、以下、福沢の引用はすべて『全集』(全と略す)により、漢字のうち新字体のあるものはそれにより、ふり仮名は一部を除き削除した。また第4巻は④と表記する。なお、全集は岩波書店刊)として、迫り来る新たな国際秩序を前に、日本國の眞の対外的独立の確保を目的とし、そのための手段としての新たな国内秩序構築の緊要性を訴えた。

福沢が文明開化論のモデルとした19世紀の西欧世界は、1815年を画期として大きな展開を示す。1815年にナポレオンを敗退させたヨーロッパの各王朝帝国の連合は、ウイーン体制に拠って、フランス革命およびナポレオンの大陸支配によって乱された旧世界的秩序の回復保持を図った。しかし一方で、一連のナポレオン戦争によってヨーロッパ各地に伝播されたフランス革命の精神とその影響が、アメリカ独立宣言の影響とあいまってヨーロッパ全域に浸潤し、ウイーン体制が回復保持を目指した旧世界の秩序は、主権的国民国家体制にもとづく新たな国際秩序へ向けて、崩落を開始する。崩落は世紀末へ向けて、地域的・時間的な跛行性を宿しながら進行し、ヨーロッパ全域にわたって崩落が決定的な加速を示すのは1870年代以降となる。

福沢は1870年代の初頭にあって、1860年代までの西欧世界史の理解をベースに、その70年代以降の動向と趨勢、とりわけ国際秩序の歴史的な変容を予見し展望した。はたして、次々と展開される国際政治の現実は、福沢の展望に沿って動くこととなり、かれは自らの所説にいよいよ自信を深める。福沢は、この国際秩序の歴史的な変容に関する展望を前提として、日本が採るべき新たな国内秩序の探究を行い、その思想の基本は変わることがなかった。本稿では、19世紀西欧世界の歴史を、とくに国際秩序の歴史的変容という観点から、福沢が1870年代においてどのようにこれを理解し、そして、世紀末へ向けてどのような展望を

1

持つに至ったのかを検討し、検討された福沢の歴史認識から、福沢はどのような国内秩序を志向したのか、とくにその政治原理－国家理性¹を中心に考察する。

2. 先行研究

福沢諭吉に関する先行研究は明治期から今日に至るまでの間に夥しい数²にのぼっており、ひとつの研究史をかたち造っている。これを詳細に述べることは本稿の目指す範囲を超えるので、ここでは福沢の政治思想に関する研究のうち1950年代以降の主なものを列挙することとする。これら各研究者の視座は各自が抱く近現代日本思想史と深くかかわっているが、本稿では紙数の関係もあり、このような背景への考慮を省略して、いくつかの福沢論を研究手法の相違に着目して分類列挙することとする。

第一には、福沢の思想のイデオロギー的側面に着目して考察を進めたものである。

服部之総氏は「あくまで純粋な欧米流の新興資本主義イデオローグ」（服部之総「福沢諭吉」『服部之総著作集』6巻、理論社、1972年、189－205頁）とし、安川寿之舗氏は「思想家としての福沢諭吉の全体像を「後進国」日本のブルジョア・イデオローグと評価し、政治的な役割においては、基本的に明治絶対政府の「開明派」を支持する立場にあった。」（安川寿之舗『増補 日本近代教育の思想構造 福沢諭吉の教育思想研究』、新評論社、1979年、14－15頁）とし、家永三郎氏は「明治初期は明治維新政府の專制的開明主義を支持して絶対主義への傾向を示し、後に無産階級の窮乏化を是認してまでも富豪の致富を奨励したブルジョア・イデオローグ」（家永三郎「福沢諭吉の人と思想」『現代日本思想大系』第2巻、筑摩書房、1974年、42頁）と考察した。

さらに、遠山茂樹氏は、「福沢が権力と人民との間の基本的対抗関係にたいしてとった位置を軸に、それぞれの著作が持つ役割を、内容の思想と関連させながら検討」（遠山茂樹『福沢諭吉』東京大学出版会、1985年）して、福沢の自由民権運動批判を「下からの変革運動が国民的基盤を獲得する方向をとりはじめたことに反対する立場に立った」（『前掲書』）ととらえ、福沢が慶應義塾の運営資金調達に官民を問わず奔走したこと、ならびに、政府新聞発兌に関して大隈、伊東、井上ら三参議から福沢へ、その経営方の打診があったことから始まる一連の事件について「官の干渉を許さぬ私権の範囲とした学校経営と新聞発行に官の保護を求め官の依頼に応じた」（『前掲書』）などとして、『時事小言』（明治14年）を機に福沢の思想は、初期のブルジョア自由主義思想から変化・反動化し、その内容は年を追って空虚になっていったとした。

一方、ひろたまさき氏によれば、明治初期の「一身独立して一国独立す」という福沢の精神変革の要を説く主張は、全国民を対象とする広い視野と普遍性を持つ思想であったが、明治14年以降は自由民権運動、農民一揆等の民衆運動に反対の立場をとて、自分の主張を政府主導のもとに、より効率的実践的に推進することを図り、士族層に「自主独立」の要を

2 訴えた。このことにより、かれの主張の実質的な意味合いが、当初の全国民を相手とする普遍的なものから士族層という一つの階層の問題に後退矮小化してしまったという。さらに、明治24年以降は、精神変革の推進主体として大資本利害を指定して、「独立自尊」の要を訴えることによって福沢の思想はさらに回転し変質したとした。（ひろたまさき『福沢諭吉研究』東京大学出版会、1976年）

上記の各研究は、概ね、福沢の思想の階級性を歴史的段階との関連において明らかにしようとするとするもので、福沢がどのような立場と姿勢で誰に向かって何を訴えたのかということと、

福沢の思想をとりまく史的現実とその変化とを付け合わせることによって、かれの思想の本質とその変化を考察しようとするものである。しかしながら、思想をより構造的に考えれば、思想はそれ自身の内的契機によって、従来のものから新しいものへ継起的に発展することが考えられる。

第二には、この考え方を発展させた丸山真男氏の考察の結果（丸山真男著・松沢弘陽編『福沢諭吉の哲学』岩波書店、2005年）がある。丸山氏は思想の内的契機として、思想の価値とその思考様式を福沢の著作・言説から抽出することによって、「福沢であるから変った（変らなかった）」のか、「福沢であるにもかかわらず変った（変らなかった）」のか等を判別することによって、福沢の思想の内容をいっそう明解に分解して理解することができるとした。とくに、思考様式の内容に関しては、その構造として多元的な思考方法を、そしてその機能については、ものの価値を相対化することを指摘した。ものの価値の相対化とは、ものの価値をそのもの自体ではなくそのものが持つ機能に求めて、所与の目的との関連においてこれを評価することである。目的を達成するための最も効果的・効率的な機能（手段）に最も高い価値を認めることで、目的が変れば対応する機能（手段）も変るからその価値も変ることとなる。丸山氏は、この福沢の思考様式を1870年代から20世紀初頭にかけてアメリカで発達したプラグマティズムに類似する思考様式であるとして、情況により一見衝突する福沢の多数の発言・論述等のなかに一貫して流れる思考様式に、思想家としての強い主体性を見い出した。その結果、福沢は「『私権』の不可侵性を信ずる自由主義者ではあっても、『公民』と主権者との同一性を前提とする民主主義者とはなりませんでした。」（丸山真男『『文明論の概略』を読む』中巻、岩波書店、1987年、255頁）と結論した。

第三には、慶應の福沢門下生の福沢論がある。その代表として小泉信三氏の所論をとりあげると、「父の死後引取られたような形で母と姉妹と共にしばらく三田山上福沢邸内の一棟に住むことを許された」（小泉信三『福沢諭吉記』岩波書店、1966年）同氏は、親しく福沢の聲咳に接し得たという余人をもって代え難い経験を背景に、自由主義的・合理主義的観点から福沢のテクストを丹念に読み込み、歴史の各段階における国民的思想家としての福沢の、確固として不变の人間的本質に迫っている。

3. 福沢が理解した1860年代の西欧世界

福沢は1860年代に三度西欧世界を訪れている。最初は1860年に幕府の遣米使節団の一員としてアメリカへ、二度目は1862年に幕府の遣欧使節団の一員としてヨーロッパへ、そして三度目は1867年に幕府の軍艦受取委員の随員としてアメリカを訪れている。1860年代の西欧世界の現況とその歴史に関する福沢の理解の内容は、以下の1860年代に書かれた一連の著訳書のなかに見ることができる。すなわち「万延元年アメリカハワイ見聞報告書」（万延元年、全⑯）、「西航記」（文久2年、全⑯）、「唐人往来」慶応元年『福沢全集緒言』全①）、『西洋旅案内』（慶応3年、全②）、『条約十一国記』（慶応3年、全②）、『西洋事情』（初編慶応2年、外編 慶応3年、（刊行は同4年）、二編 明治3年、全①）、『掌中万国一覧』（明治2年、全②）、『世界国尽』（明治2年、全②）等であり、これらの著訳書のなかに、当時の西欧社会を支配する秩序の価値と原理と枠組の詳細がありますところなく活写されている。これを本稿のテーマである国際秩序に関する項目に限定して列挙すると以下となる。

第一には、旧世界（the Old World）的秩序についてである。この段階では、国際社会にお

ける国際道義の存在と国際法（万国公法）の機能に信頼を寄せている。この場合の国際道義は「(外国との交際に際しては)此方よりも世界普通の道理に従って益々眞実を尽くすべし。」（「唐人往来」『福沢全集緒言』全①20頁）とする、人間同志の交際の際に普遍的に見られる情誼を国と國との間の交際の際にもあるべしとする自然法的解釈としての国際道義（世界普通の道理）である。

さらに、旧世界にあって国際法を担保して国際社会の安定に資してきたバランスオブパワーの存在と機能をも正当に把握している（「唐人往来」）。しかし、後年の『西洋事情』（外編卷之一）に至ると、「世界普通の道理」や「万国公法」そしてバランスオブパワー等が持つ秩序維持機能だけでは、「各国政府の不正強暴を制して全くこれを止む可き方術あることなし。是則ち天下に戦争の止まざる所以なり。」（全①413頁）といって国家理性と隣り合わせの認識に立ち至る。

第二には、国際戦略において当時のヨーロッパ列強の先頭を走っていたイギリスの帝国主義を正確に把握している。『西洋事情』（外編卷之一、全④200頁）においてはインドを中心に展開される自由貿易帝国主義をとりあげて、インド人はかっての苛烈な自国政府よりもイギリスの統治を望むだらうとして、帝国主義に対して一定の理解を示している。しかし、英帝国主義は1870年代に入るとその苛烈さを一段と増す。当然に福沢の帝国主義認識も『文明論之概略』に至って批判と警戒の度合いを増大させる。そこでは、帝国主義を尖兵とする西欧文明に制圧された日本の有様を種々想定して、「今より此有様を想像すれば、渾身忽ち悚然として、毛髪の聳つを見るに非ずや。」（全④200頁）と所見を述べる。

第三には、戦争の概念の変遷と国民国家ならびにナショナリズム（フランス革命に付随するナショナリズムであって後年の民族ナショナリズムや地域ナショナリズムではない）の内容の理解である。フランス革命とナポレオンによってその概念が一変された兵制と戦争に関して、旧来の概念はもちろん新たな概念をも完全に把握している。さらに、「統合された唯一の国家」に盛られた「一体に形成された国民」から忠誠心を引き出したナショナリズムをも福沢は把握している。すなわち、

「これより先歐羅巴の兵は唯雇ひ人足を戦場に駆逐するのみにて、或は死物を用ゆるに齊しきの弊なきにあらず。拿破崙ナポレオンここに注意し、国内の人を全く兵武に用ひ、国民自ら國の為めに戦ふの趣旨を以て法を立て、將士を愛し、兵卒を恵み、有効の者を賞するには、一擲千金も亦た惜む所なし。ここに於て人々皆報國尽忠の心を抱き、戦に臨みて死を顧みず。之を分て散兵となせば一人の力を尽し、之を合して密隊となせば先を争って敵に向ひ、兵を用ゆること手足の如く、進退意に隨はざるはなし。是れ拿破崙が抜山蓋世の勢を以て、歐羅巴全州を圧倒せし所以なり。現今西洋諸国の兵法は皆拿破崙に拠ると云ふ。」（『西洋事情』初編卷之一、全①301頁）とする。

第四に、国家理性に関して、「天然の地理は万代不易にして、開闢の始も今日も大いに異なることなし。されども地球の面に生れたる人の了簡を以て、其地面を分ち、其界を定て、各々政府を立れば、人民、共にその為筋を思わざるはなし。是即ち人間の地理に区分を生じ、世界中に国々の分る、所以なり。」（『世界國尽』附録、全②663頁、傍点筆者）として、国境線を持つ領域国家が国家主権を対外的に行使する際に起こる問題（国家理性）の所在に触れている。

その他、注目すべきは技術革新が社会改革力を持つという認識である。「蒸氣機関一と度世に行はれてより、世界中、之が為めに工作貿易の風を一変せりと言ふ。」（「西洋事情」初

編巻之一、全①314頁)、「蒸気車の法、世に行はれてより以来、各地産物の有無を交易して物価平均し、都鄙の往来を便利にして人情相通じ、世間の交際俄に一新せり。」(同前)とする技術の評価を展開する。この唯物論的ともとれる技術論は後年の『民情一新』(明治12年)ならびに『民情一新』補遺、全⑯において、技術革新を主要な内因として急速に変容する西欧社会の分析に力を發揮する。

4. 1870年代以降の西欧世界の変容と福沢諭吉の展望

1870年代以降の西欧世界(とくにヨーロッパ)は、地域的、文化的そして歴史的背景の相違によって複雑な相違を見せながらも、技術革新による生産と流通の改革、鉄道網の拡充および大量の人口移動(ヨーロッパ域内ならびにアメリカ向け移民)等が相互依存関係的に作用して経済・産業の枠組を替え、新しい人口の集中地区(都市化)をつくり、都市化は変化に適応できなかった下層民を生み出し階級問題を発生させる。

社会のこのような構造変化は、従来からのコミュニティーを変容させる。コミュニティーの変容はそれまで一手に引受けってきた人々の帰属意識と忠誠心を宙に浮かせることとなり、ナショナリズム、ソシアリズム、デモクラシーという3つのイデオロギーが人民の忠誠心を求めて競い合う³。この変化した民情をナショナリズム(民主主義に随伴する当初のナショナリズムから変容した民族ナショナリズムあるいは地域ナショナリズム)が取り込んで行く。既存政治権力はこのナショナリズムへの対応に腐心し、或る者は既存体制内への取り込みを策し⁴、或る者は狼狽して抑圧策に走る。また、あるナショナリズムは独立を克ち取り一国を形成する。

そして、世紀末へ向けて、これらの既存政治権力、ならびに、独立を克ち取った新興国家のいずれもが、主権的国民国家として立ち現れることとなる。結果として旧世界の王朝帝国の枠組は主権的国民国家のそれへ向けて変容を加速し、ヨーロッパ世界の秩序は大幅に変更されて行く。主権的国民国家は国境線を明確にして自他を峻別し始める。ヨーロッパ国際社会において各国が共有してきた国際法の紛争を抑止する規範は影響力を弱め、各国はそれぞれが信奉する信念と倫理を主張し他者にそれを受け入れるよう要求するようになる。國の外交は従来からの貴族から、新たに国民から登用された官僚がこれに代わる。この結果旧知の間柄であった貴族間で共有されてきた紛争抑止的国際道義は姿を消す⁵。従来からあったバランスオブパワーも変容する⁶。

以上のような世界史の流れの中で、福沢は主として『文明論之概略』(明治8年)において、主権的国民国家時代の到来という国際秩序の歴史的変容を、社会秩序の要素(価値と原理と枠組等)の変容というレベルにまで掘り下げてこれを捉え、極めて原理的に分析し予見していた。

主権的国民国家とはどのような内容であるのか、ナショナリズムとはいかなるものか、そのナショナリズムを起動力として立ち上がった主権的国民国家はどのような価値を持ち、どのような原理で動くのか、その場合の国境線の持つ意味合いとはいかなるものとなるのか、そして、ナショナリズムに染められた主権的国民国家を構成単位とする国際社会の秩序はどのようなものとなるのか。これらの問題に関する19世紀の歴史を、21世紀初頭にいるわれわれは概ね把握し理解している。このわれわれが知り得ている歴史を、1870年代前半において福沢は驚くほどの的確さで理解し展望していた。

かれは主権的国民国家を「地理学に於ては、土地山川を以て国と名れども、余輩の論ずる

所にては、土地と人民とを併せて之を国と名け、其国の独立と云ひ、其国の文明と云ふは、其人民相集て、自ら其国を保護し、自ら其権義と面目とを全ふするものを指して、名を下だすことなり。」（『文明論之概略』全④203頁）と理解する。そして、この頃澎湃として沸き上がってきたナショナリズムを主たる要因として、旧世界の諸国は、従来から保持して来た国家としての価値と原理と枠組を、国民国家のそれへと変更していく。そのような場合に、国家は対内対外両面においてどのような行動をとるのか、人民と国家との関係はいかなるものとなるのか。福沢は次のように理解する。

すなわち、「然りと雖ども、今世界中の有様を見れば、処として建国ならざるはなし、建国として政府あらざるはなし。政府よく人民を保護し、人民よく商賣を勤め、政府よく戦ひ、人民よく利を得れば、之を富国強兵と称し、其国民の自ら誇るは勿論、他國の人も之を羨み、其富国強兵に倣はんとして勉強するは何ぞや。宗教の旨には背くと雖ども、世界の勢に於て止むを得ざるものなり。」（同前190頁）と考察し、当時ヨーロッパを席巻しつつあったナショナリズムを次のように把握する。すなわち、「自國の権義を伸ばし、自國の民を富まし、自國の智徳を修め、自國の名誉を耀かさんとして勉強する者を、報國の民と称し、其心を名けて報國心と云ふ。其眼目は、他国に対して自他の差別を作り、仮令ひ他を害するの意なきも、自から厚くして他を薄くし、自國は自國にて自から独立せんとする事となり。故に報國心は一人の身に私するには非ざれども、一国に私するの心なり。則ち此地球を幾個に区分して、其区内に党与を結び、其党与の便利を謀て自から私する偏頗の心なり。故に報國心と偏頗心とは、名を異にして実を同ふするものと云はざるを得ず。此一段に至て、一視同仁、四海兄弟の大義と、報國尽忠、建国独立の大義とは、互に相戾て相容れざるを覺るなり。」（同前191頁）

主権的国民国家は自他を区別するため国境線を巡らす。人間も国家も等しく従うべき普遍的倫理や自然法的規範はこの国境線で切断されて貫徹しなくなる。17世紀にすでにパスカル⁷によって指摘された国家理性と普遍的倫理の相剋が生起する。福沢もこの問題を明確に認識する。それでは、国家理性と普遍的倫理との相剋のなかで人はどうすべきか。福沢はかかるての幕藩体制時代の藩屏が個人の普遍的な天理人情を遮った事實を採り上げて、普遍的な天理人情を去って藩の規範に従うのは当然であるとして次のように言う。

「各国の交際と人々の私行とは、全く趣を異にするものなり。昔し封建の時代に行はれたる諸藩の交際なるものを知らずや。各藩の人民、必ずしも不正者に非ざれども、藩と藩との附合に於ては、各自から私するを免かれず。其私や藩外に対しては私なれども、藩内に在ては公と云はざるを得ず。所謂各藩の情実なるものなり。此私の情実は、天地の公道を唱て除く可きに非ず、藩のあらん限りは、藩と共に存して、無窮に伝ふ可きものなり。数年前廢藩の一挙を以て、始めて之を払ひ、今日に至ては、諸藩の人民も漸く旧の藩情を脱するもの、如しと雖ども、藩の存する間は、決して咎む可らざりしことなり。僅に日本国内の諸藩に於ても、尚且斯の如し。然るに、東西懸隔、殊域の外国人に対して、其交際に天地の公道を頼にするとは、果たして何の心ぞや。迂闊も亦甚し。俗に所謂結構人の議論と云ふ可きのみ。」（同前204頁）

そして、普遍的な規範意識のもとに国際法が正理として受け入れられていた旧世界にあっては、戦争の原因は正当でなければならず、正当であるための要件が差別的・限定的に容認されていた。しかし、到来が予見される国際社会にあっては、従来からの国際法は顧みられず、国家を超えた上級の審判者がいない。ここではすべての戦争原因について、当事国の主觀的

な判断を認めざるを得なくなる。このことを福沢は明察して、「戦争は独立国の権義を伸ばすの術にして、貿易は國の光を放つの徵候と云はざるを得ず。」(同前, 191頁)と考える。

戦争に関する国際会議は、この後1899年および1907年にハーグ国際平和会議が開かれるが、戦争原因の正当性に関する議論は行なわれず、戦争手続の制定にのみ終始した。ならば、主権的国民国家間の戦争はどのような形をとるのであろうか。福沢によれば、古来日本における戦は「武士と武士との戦にして、人民と人民との戦に非ず。両家の武士、兵端を開くときは、人民、之を傍観して、敵にても味方にも唯強きものを恐るゝのみ。」(同前153-154頁)であったが、これからは國と國との争いとなる。そのイメージは、「元來敵国とは、全国の人民一般の心を以て相敵することにて、仮令ひ躬ら武器を携えて戦場に赴かざるも、我国の勝利を願ひ、敵国の不幸を祈り、事々物々、些末のことにして至るまでも、敵味方の意趣を忘れざることこそ、眞の敵対の両国」(同前153頁)となることを福沢は明快に読み取っていた。

さて、上記のような国家が構成する国際社会はどのようなものとなるのか。「平時は物を売買して互に利を争ひ、事あれば武器を以て相殺すなり。言葉を替えて云へば、今の世界は、商賣と戦争の世の中と名くるも可なり。」(同前190頁)ということになると、従来の万国公法はいよいよ国際社会の正理としての指導的規範たり得なくなってくる。さらに、「又或は利のために非ずして、國の榮辱のため、道理のためにて起す師もなきに非ず。」(同前191頁)として、戦争の大義に國の榮辱と道理が言い立てられることをも正當に予見している。

バランスオブパワーに関して言えば、『文明論之概略』における認識は「唐人往来」や『西洋事情』で示した理解の域を出てはいない。しかし、後に至り「畢竟同種の人類相憐むの情あればこそ、此権力の平均説も實際に行なはるゝことなれ。西洋を去りて東洋諸国に於ては、西洋人が如何なる暴を逞ふするも、之を傍観して曾て嘴を容るゝ者なきにあらずや。」(『時事小言』明治14年、1881年、全⑤184頁)と述べて、ギボンがその著『ローマ帝国衰亡史』⁸においてバランスオブパワーの成立環境を「ヨーロッパが共有した知的道義的基礎」に求めたものと同一の結論に達する。

5. 新たな国内秩序の探究

福沢が訴えた新秩序の探究とは人間の精神の在り様を改革し、人間交際のあり方を替え、産業と経済の原理と枠組を替え、法制度を替え、政治を替えることであった。本節では主として、福沢が志向した国内秩序が内包する政治原理—国家理性について考察することとする。

この国家理性に関して福沢は、「天地の公道は固より慕ふ可きものなり。」(『文明論之概略』全④204頁)としながらも、「世界中に國を建て、政府のあらん限りは、其國民の私情を除くの術ある可らず。其私情を除くの術あらざれば、我も亦これに接するに私情を以てせざる可らず。」(同前)として、自らも国家理性の立場を明確にした。

この点につき丸山真男氏は、「自然法から国家理由（国家理性）への急激な旋回に福沢を駆り立てて行った」(丸山真男「『福沢諭吉選集』第四巻解題」『前掲書』)要因を分析して、その外部的な契機としていよいよ苛烈となる国際政治の現実をあげるとともに、国家理性の立場をとった内面的な根拠としてマキャベリズム⁹を指摘されている。同時に、国家理性と自然法的価値基準との緊張関係を、福沢は見失うことがなかったことをも併せ指摘されている。

しかしながら、本稿で見るようすに、丸山氏が指摘する「個人間と国家間の規範の同質性」(『前掲書』)を保証する「自然法的均衡」を帰結できたヨーロッパ旧世界そのものが崩落して、国家理性を当然の原理とする主権的国民国家の時代が到来し、「各国の交際と人々の私交とは、全く趣を異にするもの」となるという世界史的認識を福沢が持つに至ったことを考えるとき、かれが国家理性の立場を探るに至った契機は、国家理性をひとつの政治的事実として受容したことによるものと考える方が合理的ではなかろうか。福沢の思想の本質が変わったのではなく、文明開化のモデルとしての西欧世界の歴史的变化が、かれの一貫して変わらない価値意識と思惟方法を通して表出する思想に照応したものと考える。

福沢が国家理性の立場をとる時期を考えるとき、かれは『世界國尽 附録』(明治2年)においてすでに国家理性という問題の所在を認識しており、『文明論之概略』(明治8年)においては明確に国家理性の立場を示している。そして、『通俗国權論』(明治11年)においては、国際政治の現実が『文明論之概略』で展望したとおりの推移を示していることに危機感をつのらせ、年来の主張である文明開化論の実効ある推進を訴えたものと解することができる。さらに、『通俗民權論』、『通俗国權論二遍』、『民情一新』、『国会論』、『時事小言』、『時事大勢論』、『帝室論』等の明治11年から同15年にかけて発児される一連の著作も同一線上のものと考えられる。1870代からにわかに顕著となる西欧社会の各般にわたる変容・変革への兆しから、国際秩序の顕著な変容を予見・展望し、なおかつ、事態が予見・展望した通りに推移するのを見た福沢の「狼狽」といってもよいほどの危機意識を、これら一連の著作に読み取ることができる。とくに『民情一新』においては、急速に進展する社会変革にともなう社会的混乱と、それを背景とするナショナリズムの隆盛による政治的混乱の様子を、民情一新して官民共に狼狽していると、まさに快刀乱麻のごとき明快さで分析している。

さて、福沢はこの国家理性の立場を無条件に主張したのではなかった。かれは、対内的には国権の肥大化、そして、対外的には国際主義の後退・放棄という、国家理性に内蔵される政治リスクを相殺する政治思想と政治制度を周到に考えていた。このことは、政治における私と公に関する福沢の考え方を見れば明白となる。

私権に関する福沢の基本的な立場は、功利主義哲学と社会契約説のそれであり、公権に関する考えもそこから演繹される。福沢によれば、この広い地球上に人為的に区々たる境界を設けて國を建て政府を樹立することは、人間の本来的な意味での自由な生活という観点からみれば、「一国に私する」ことであり「天地の公道」に則っているとは言えない。それは人間の私情であると考える。このことは、後年、「立國は私なり、公に非ざるなり」(『瘦我慢の説』明治24年、刊行は同34年、全⑥559頁)と改めて揚言される。

人間社会にあっては、先ず私があつて公がある。その逆はあり得ない。功利主義者である福沢にとって、私は天然自然のものであり、私権は自明で実在性のある根源的権利であるが、公あるいは公権(國権)は人為的で、状況によって虚構性や虚偽性が付きまとつと考えていた。だから、「故に政事の自由と云へば、其國の住人へ天道自然の通義下に詳なりを行はしめて邪魔をせぬことなり。」(『西洋事情二編卷之一』明治3年、全①487頁)と説き、後々まで「國法は万代の國法に非ず。」(『丁丑公論』明治10年、刊行は同34年、全⑥553頁)、「國は人民の殻なり。」(『時事小言』明治14年、全⑤98頁)、あるいは、「天然の自由民権論は正道にして、人為の國権論は権道なり。」(同前103頁)と、引き続き同じ考え方を表明する。

そこで今度は考える立場を変えて、「区々たる境界を設け」た國という領域空間の中にどっぷりと浸かってこの行為を考えれば、立國は公道から出た政治的行為と言える。そこで、

この限られた領域空間の内における公と私についてかれは考える。

この場合の公は、「自己を除くすべての他者」であり、政治はこの公に拠って私に対応して来る。私の権利は「自己を除くすべての他者」の犠牲の上に成り立つようなものであってはならない。ここに、本来的には十全に機能すべき私の権利に対する公の干渉の問題が生起する。公の私に対する圧制は、公権力の正統性が選挙による最多数の人民の承認の上に存する場合でも起こり得る。なぜならば、権力を行使する人民は必ずしも統治される人民とは同じ者ではないからである。このことはトクヴィルやミルによって「多数者の専横」として指摘されている¹⁰。福沢も「合衆政治は人民合衆して暴を行ふ可し、其暴行の寛厳は、立君独裁の暴行に異ならずと雖ども、唯一人の意に出るものと、衆人の手に成るものと、其趣を異にするのみ」(『文明論之概略』全④46-47頁)としつつ、さらに(ミル氏代議政治論の内)として具体的に数字をあげて、多数決によって少数派が政治から除外される仕組みを論じている。

「多数者の専横」は多数決制度という政治の仕組みに内在する圧制であるが、福沢は、政治を執行する人間の性にも圧制へのリスクが内在することを認めて、「凡そ人として我が思ふ所を施行せんと欲せざる者なし。即ち專政の精神なり。故に專政は今の人類の性と云ふも可なり。人にして然り。政府にして然らざるを得ず。」(『丁丑公論』明治10年、刊行は同34年、全⑥531頁)と書いている。

このように考えてくると、政治における公というものの性格、あるいは、政治そのものが、人民の政治参加の有無とは無関係に、圧制と結びつく可能性があるといえる。これらのことから、政治においては公に対して確信的に独立した私の存在こそが絶対的に必要であると福沢は考えた。この獨一無二の独立自尊の個人の存在こそが、福沢の政治論の基礎となるものである。このことは、『學問のすすめ』と『文明論之概略』を代表として、すべてと言っても過言ではないほどの福沢の著作のなかで繰り返し主張されている。そして、この独立自尊した獨一無二の私が民権を担った人民となるとき、それはどのようなイメージとなるか。すなわち、「人民たる者の本分を遂げて、所謂民権を張り之を國權に及ぼして、永く独立國の体面を全ふせんとするには、前条々に記す如く、智力なかる可らず、財力なかる可らず、一身の品行私徳の力も大切なり、身体の健康腕力も亦等閑にす可らず。」(『通俗民権論』明治12年、全④595頁)として、英國ビクトリア朝時代のエリート像に類似したイメージを提出する。

ならば、この私と公を民権と國權という次元で考えた場合、この両者の内部関係はいかなるものとなるのか。「故に政府と云ひ人民と云ふと雖ども、唯其名目を異にし職業を分かつのみにて、其地位に上下の別あるを許さず。政府よく人民を保護し、小弱を扶助して強暴を制するは、則ち當務の職掌にて、之を過分の功勞と称するに足らず、唯分業の趣意に戻らざるのみ。」(『文明論之概略』全④121頁)として、分業という明確な定義を与え、分業の分担を明確にすることによって、結果として公の私に対する干渉のリスクを押さえ込むことを考えた。

そして、その分業の基本的な性格は、「民権を主張して國力の偏重を防ぎ、約束を固くして政府の実を張り、全國の力を養て外國に抗し、以て我独立を保たんとするに在るのみ。」(「學問のすすめの評」明治7年『福沢緒言集』明治30年、全①46頁)というように、両者の関係は対立的でもゼロサム的でも決してなく、両者が「國民」という同根の出自を持つものとして、各々が分業してその責を全うしつつ、予定された範囲で最高の活性度を実現して、結果として日本国の對外独立を果たそうとするものであった。よって、民権と國權は不即不

離のものとして考えられ、民権の拡充のない国権の皇張は考えられなかつた。この考えは、『通俗国権論』（明治11年、全④603頁）において、「蓋し内國に在りて民権を主張するは、外國に対して国権を張らんが為なり」としつつ、「故に民権と国権とは正しく両立して分離す可らず、殊に国権の事を論ぜずして民権の旨のみを唱へなば、世間或は其旨を誤解する者も多からんと思ひ、脱稿の民権論を其ままに擱き、草々筆を執て又国権論一冊を記し、二冊同時に印刷に附して之を発兌するものなり。」として両者の二元一如的な関係が確認される。そして、国権に関しては、「政権を強大にして確乎不拔の基を立るは政府たるもの、一大主義にして、政体の種類を問はず、独裁にても立憲にても又或は合衆政治にても、苟も此主義を誤るものは一日も社会の安寧を維持する能はざるや明なり。」（『時事小言』全⑤158頁）として、アメリカの例を引きながら、民権との間に分業の分担が決められた後には、その決められた範囲内で国権の集中一元化を主張した。

ところで福沢は、『民情一新』（明治12年、全⑤26頁）において、人間交際における情報の機能に着目して、「語に云く、智極て勇生ずと。余以て此語を解すれば、智とは必ずしも事物の理を考へて工夫するの義のみに非ず、聞見を博くして事物の有様を知ると云ふ意味にも取る可し。即ち英語にて云へばインフルメーションの義に解して可ならん」と考察して、“Knowledge is power” という西欧世界で広く識られている哲学の命題に限りなく接近している。そして、蒸気、電信、郵便、印刷等に代表される「思想通達の利器」がなかった1700年代の人民を芋虫に例えれば、その利器を手にした1800年代の人民はあたかも胡蝶のようだとして、政府が胡蝶となった人民を芋虫の時代の対応策をもって統治しようとしても不可能であると断じ、情報量を多く持ち従来とは異なる思考様式を身に付けた新たな人民の出現を予見している。

福沢は、このような新たな人民の出現とその政治参加を念頭に置いて、「早晚国会を開くの日ある可き、万々疑を容れず。唯其時に於て、政権を得たる者が永世不变を謀ることなく、事の始より、暫時の後には必ず復た交代するものと覚悟して、恰も政権の席上に長座するの弊なきよう、企望する所なり。」（同前61頁）、「而して其主義とする所、遂に衆論に制せられん乎、決然之に路を譲り席を与へて、更に其主義の輿論を制するの方を求め、其時の至るを俟つ可し。真に是れ大丈夫の競争にあらずや。」（『国会論』明治12年、全⑤93頁）と説いて、政権の交代によって圧制のリスクを減じることを考えた。

以上のように、政治における私と公に関する基本的な考え方、民権と国権との分業論、公に内在する私への圧制リスクの排除等を十分念頭において、「護国の基礎を立てんが為に政権の強大を企望するものなり。政権を強大ならしめんが為に国会の開設を企望するものなり。」（『時事小言』明治14年、全⑤161頁）として、国会開設に腰の重い政府にその早期実施を促した。

10 圧制と国権の肥大化に対する福沢の警戒は倦むことを知らず、「斯る政府の勢力を以て十数年を持続し、曾て変通の路なくば、其政府は遂に圧制専斷の習慣を成して、不公平、云ふ可らざるの乱暴に陥るべきや明なり」（『時事小言』明治14年、全⑤165頁）といつて、そのような場合には野党が、「常に政府の主義に反して自家の説を主張し、憚る所もなく攻撃論を逞ふするが故に、若し其論説を以て衆心を誘導し、果して之を籠絡して過半数を制するに至れば、直に政府を取りて之に代るを得可し。政府交代の妙機と云ふ可し。」（同前）と主張して、円滑な政権交代の要を訴え続けた。

福沢が政権交代の必要性をどれほど重要なものと考えていたかは、明治14年10月14日付

で時の参議、井上馨ならびに伊藤博文宛に出状した福沢の書簡（全⑦471－480頁）から窺い知ることができる。この書簡は、政府の政府新聞（官報）発兌の企画に関して、時の参議、大久保、伊藤、井上（馨）らが福沢に、その新聞の経営方を依頼したことから始まり、明治14年の政変で本件に関わる一連の詰合いのすべてが覆滅されてしまう事件の顛末¹¹に関わるものである。

以下は、紆余曲折の後に福沢が井上と面談した際に、上記の三参議が国会の開設を発意していること、新聞の発兌はその一環の事業であること、しかも、国会開設のうえは、「民心ノ多数ヲ得タル者ヘハ、最モ尋常ニ政府ヲ譲渡サント覚悟」（同前）していること等を井上の口から直接聞き、その所説に大いなる賛意を示した福沢と井上の談論の一部である。

「……仮ニ国会開設後ノ有様ヲ想像シテ、政党ハスク分ル、ナラン。其人物ハ誰彼ナラン。若シ其党ガ政府ヲ得タラバ、誰ガ外務卿タラン。若シ然ルトキハ、井上君ハ即チ一時落路ノ人ナルゾ。其時ニハ君ハ一個ノ国会議員ニシテ、議場ニ罷出テ、外国交際ノ事ニ付キ、前キノ外務卿タル本員ニ於テハ云々ノ見込ナド、述立ル歟、扱々面白キ事ナラン。諭吉ハ兼テ御存知ノ通り政治ニ念ナシ。此時コソ遠方ヨリ活劇ヲ見物致サンナド、両人対話、歎尽告別……」（同前）

ところで、丸山真男氏は、福沢が国家理性（理由）の立場をとったが故に、「国家理由思想ないしそこに随伴するマキャベリズム」（丸山真男、「『福沢諭吉選集』第四巻解題」『前掲書』）の陥穀にはまった帰結として、明治11年以降の福沢の言説に二つの方向性を指摘しておられる。一つは、国際的独立と国内的変革の関係づけにおいて、国際的視点が優位となり、結果として国権の一人歩きを許したこと、二つは、東洋政略論である。最初の点については、日本の眞の意味での対外独立の確保、つまり、福沢が『文明論之概略』で定義したような眞の意味での「ナショナリチ（国体）¹²」の保持¹³が、外国からの干渉等で困難になるかも知れぬほどの国内の政治条件の悪化（があったと福沢が認識して）が、国家理性の立場をとった福沢をして、国内政治に比して国際的視点の優位と国権論の独り歩きを許したものと指摘されている。

この点に関して時事新報の論説「対外前途の困難」（全⑯19－25頁、明治30年6月25日付、石河幹明が福沢の口授を筆記起草したとの添書がある）は有力な情報を提供している。ここで福沢は、嘉永6年（1853年）のペリー来航以来の欧米列強の対日政略の概要を以下のように述べている。すなわち、「……兎に角に外国人が日本に重きを置かず、単に貿易国として之を遇し、又支那に洋風に入る、の導火線として之を利用し」て交わったのであったが、日本の文明化は彼等の予想を超える速さで進んだ結果、「日本の発達は容易に侮る可らず、既に世界の一国として見る可きものなりとの説を生じたるは、凡そ明治20年後のことにして……」とある。福沢の上記観測は、ロンドンの高級誌、Quarterly Review, Edinburgh Review, Westminster Review等に1850年以降に現れた対日、対北東アジアに関する論文および英下院あて報告等の内容¹⁴と平仄が合っている。これによれば、ナショナリチの保持を危惧させるような外国からの干渉等を誘発するかも知れぬほどの国内政治条件の悪化、ならびに、ナショナリチの保持に対する直接的な外国からの脅威等について、福沢は、明治11年以降において、これらを真に憂慮しなければならない事態に直面したとは考え難い。そうであるならば、明治11年以降の福沢の発言にマキャベリズムの要素を想定することは困難となる。

国内問題から国際問題へ重点を移した福沢の声高な発言は、もしそれがあるとするならば、

国家理性やマキャベリズム以外の視点から分析されねばならない。福沢の思想の構造からすれば、国権を論ずる際には民権が念頭にあり、その逆の場合には国権への目配りが常にあって、為にする強調点の変位はあっても、思想の構造的な失衡を来すことはなかった。

明治の初年に大久保内務卿と会食をした際に、大久保が福沢を指して、権利の主張ばかりする民権論の首魁だと暗に認めたので、福沢は以下のように言ったという。

「今日君が民権家と鑑定を附けられたる福沢が却て着実なる人物となりて、君等の為には却て頼母しく思はる、場合もある可し、幾重にも安心あれと、恰も約束したことあり。」（「分権論以下」『福沢全集緒言』明治30年、全①64頁）事実、自由・民権に関しては『蒙童教草』（明治5年、全③）の序文のなかで、「凡そ世に文字誤用の例少なからずと雖ども、其字を慢に弄て真の意義を失するの甚しきは、特に自由の二字を以て最とす。風俗敗壞したる國に於て自由を唱ふる者は必ず放肆無賴の輩にて、其放肆愈甚しければ其自由を唱ふるの声も亦愈喧し。此輩の所謂自由とは、豪も報國の義に關係する所あるに非ず、唯羈絆を脱し限度を越るの意に誤用するのみにて、真の自由にはあらざるなり。」と書き、後年の自由民権運動に独自の論理をもって反対する福沢がここにすでに現れている。

そして、明治30年には、福沢は自らの政治思想の基本を、「國務の為政權を當局者に一任して自由自在に運動せしめ、人民も亦深く文明の教育に志して政治思想を養ひ、政府と相対して譲る所なく、共に國事を分担して國運万歳ならんことを祈るのみ。」（同前）と要約している。ここに、福沢が、思想の一方に偏して精神の自由を失い極端に走ることを終始一貫して戒めていた思考様式を見ることができる。この考えは終生変わることがなかった。

福沢が、官と民、国権と民権、国際的独立と国内的変革の関係づけ等の垣根を超えて自在に発言し得たのには、もうひとつ要因があると考える。それは、獨一個の独立自尊の個人、思想通達の利器を得て「胡蝶」（『民情一新』明治12年、全⑤32－33頁）となった人民、「交詢社」（明治13年）の社員、「都て其精神を高尚にして、肉体以上の事に心身を用る種族」（『時事小言』明治14年、全⑤221頁）である「士族」、そして『実業論』（明治26年）の実業家、これらの人々の存在である。国家理性が内在する国権皇張へのリスクが、これらの人々の法的意識によって形成されるはずの自然法的規範によって規制され得ることを、福沢は期待したと考える。福沢の思想としての主権在民の「民」の範囲は、相当程度限定的なものではあったが、上記の著作や活動から窺えるように、その「人民」の範囲は拡張的なものでやがては全人民をも内包するものであり、その思想の基本は国家とは区別される自律的な領域としての市民社会を前提とする民主主義であったと考える。福沢の国家理性の立場と後の東洋政略論との関係については、稿を改めて考察したい。

6. おわりに

福沢が求めた國家の対外的独立は、まさに国家主権の天理の公道を超える対外絶対性の主張に他ならず、それを福沢は、國際秩序の歴史的変容という見取図の中における西欧先進諸国の政治的事実として認識し受容していた。

このことに関して、福沢の死の2年前（1899年）に現実の国際政治が最初の回答を与えた。この年のハーグ国際平和会議において、国家主権の対外絶対性が前提されたが故に成立を見ることができなかつた議題があった。常設国際仲裁裁判所の裁判官名簿の作成という議題に対して、ドイツ代表のツオルンが国家主権の対外絶対性を盾に、「いまだ発生もしていない事件に関してドイツ皇帝自身がまだ任命もしていない裁判官の判決に従うことを約束す

ることはできない。」として議題の討議を拒否して成案を見ることができなかつた¹⁵。

福沢は、『民情一新』(明治12年)において「況や今の人智の有様にて、万代の後を洞察するの明は固より企望す可きに非ず。唯十数年の未来を憶測して、稍や便利ならんと思ものを取るの外に手段あることなし。」(「民情一新」明治12年、全⑤17頁)、「故に今日に在て文明を語る者は、万歳を語らず、千歳を問はず、唯僅に十数年の間に見込れば、熱心して之に従事せざるを得ず。」(同前)といつて、自らのプラグマティズムの一端を表明している。上の例はその見事な証左といえる。

以上

¹ ルネサンス時代のイタリア半島における諸国家の分立抗争の現実から生まれた概念で、それは、各国家は自己の利益という利己主義によって駆り立てられ、ほかの一切の動機を容赦なく沈黙させるという一般的な規則を指す。フリードリッヒ・マイネッケ、岸田達也訳「近代史における国家理性の理念」責任編集林健太郎『世界の名著54』中央公論社、昭和55年、143頁

² 先行研究リストとしては以下のものがある。

1 昆野和七「福澤諭吉関係文献総目録—福澤生前より昭和二十五年九月迄—」『史学』第24巻第213號、昭和25年10月

2 合田倉吉『(塾史資料室文献シリーズ1) 福澤諭吉・慶應義塾史研究書 合田倉吉著述目録』慶應義塾監修局塾史資料室編刊

3 Robert H.Wiebe, *Who we are. A History of Popular Nationalism*, Princeton Univ.Press, 2002, pp. 37-62.

4 (1) ホブズボーム E.J.Hobsbawm, 野口建彦、野口照子訳『帝国の時代 (1875-1914)』I, 大月書店、1993年、210頁
(2) Hugh Seaton-Watson, *Nations and states: an enquiry into the origins of nations and the politics of nationalism*, London, Methuen, 1977, pp. 83-87., pp. 143-149.

(3) Benedict Anderson, *Imagined Communities Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso Edition, 1991, pp. 83-111. (ベネディクト・アンダーソン、白石さや、白石隆訳、『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、1999年)

とくに(2)では、ハプスブルグ家やロマノフ家のようない多民族を内包する王朝帝国が、弱体化する自らの政権の正統性強化を目的として、急速に高まる国民的理念の威信を取り込むべく、民族ナショナリズムと意図的な合同をしたことが指摘されている。著者のシートン・ワトソンは、これを公定ナショナリズム (official nationalism) と命名している。(3)は、シートン・ワトソンの指摘する公定ナショナリズムはハプスブルグ家やロマノフ家ばかりでなく、西ヨーロッパの各王朝帝国にも見られることを指摘している。(3)のp. 86の註6)

5 モーゲンソー、現代平和研究所訳『国際平和—権力と平和—』福音出版、1998年、東京、262頁

6 バランスオブパワーの成立環境は二つの要因で大きく変容した。一つは貴族外交の消滅であり、二つはバランスオブパワーというゲームの場の変容であった。具体的には、アメリカ合衆国の増大する存在感、ならびに、ラテンアメリカ諸共和国、トルコ、中国、日本等が新規に国際社会へ参入してきたことであった。

7 パスカル、松浪信三郎訳『パンセ』第5篇208頁、筑摩書房、1958年

8 ギボン、村山勇三訳『ローマ帝国衰亡史1-10』、第38章「西ローマ帝國崩潰の概観」、岩波文庫、昭和26年、400-410頁

9 丸山真男「『福澤諭吉選集』第四卷解題」、丸山真男著・松沢弘陽編『福澤諭吉の哲学』岩波書店、2005年、

145－151頁

- ¹⁰ (1) Alexis de Tocqueville, Translated by Henry Reeves. ESQ., *Democracy in America*, A.S.Barnes & Co., pp. 275-314.,
(2) John Stuart Mill, *On Liberty and other essays*, Oxford University Press, pp. 5-19. (J.S.ミル著 塩尻公明・木村健康訳『自由論』, 岩波文庫, 2005年)

¹¹ 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第3巻, 2001年, 岩波書店, 147－158頁

¹² 『文明論之概略』全④26－27頁

¹³ 『文明論之概略』全④32頁

¹⁴ 東田雅博「「文明化の使命」とアジア—ヴィクトリア時代におけるインド, 中国, 日本のイメージ(1850年－1900年)」『思想』No.811, 1992年1月

¹⁵ 田畠茂二郎『現代国際法の課題』, 東信堂, 1991年, 34頁, ならびに, 国際法学会編『国際法辞典』, 鹿島出版会, 昭和50年

(受理 平成19年1月9日)